
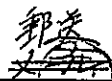





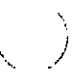







注意事項					公印使用承認印	施行日等				
起案日	令和 2年12月21日				 49枚	12/21 郵送 				
供覧日										
文書番号	2選第236号									
決裁種別	紙									
施行方法	郵送・手渡し				施行文書確認済 <input checked="" type="checkbox"/>	システム入力済 <input checked="" type="checkbox"/>				
備考	起案者氏名 有田 裕紀  課（地方機関）事務局（選） グループ（課）選挙									
題名 愛知県知事大村秀章解職請求に係る署名簿の調査について										文書種別
										伺い
委員長	局長	局長補佐	主査							
										
保存期間	5年	標準ファイル名	直接請求関係							
伺い文										
<p>愛知県知事大村秀章解職請求に関して、地方自治法施行令第116条で準用する同令第93条の2第1項の規定に基づき、市区町村選挙管理委員会に対して仮提出された署名簿について、調査を実施するものとして、案の1により令和2年12月21日開催の臨時選挙管理委員会に議案を提出してよろしいか。</p> <p>御決裁の上は、案の2により関係市町村選挙管理委員会委員長あて依頼してよろしいか。また、案の3により記者発表することとし、案の4のとおり記者発表予定票を政策企画局長あて提出してよろしいか。</p>										

(案の1)

第 号議案

愛知県知事大村秀章解職請求に係る署名簿の調査について

愛知県知事大村秀章解職請求に関し、地方自治法施行令第116条で準用する同令第93条の2第1項の規定に基づき、市区町村選挙管理委員会に対して仮提出された署名簿について、別添の対応方針に基づき、調査を実施するものとする。

令和2年12月21日提出

愛知県選挙管理委員会

委員長 加藤 茂

# 愛知県知事解職請求に係る署名簿の調査について

## 1 これまでの経緯

令和2年 7月31日	解職請求代表者証明書交付申請	代表者 37名
8月25日	解職請求代表者証明書交付・告示	
10月25日	署名収集期間終了 (64市区町村)	
11月4日	署名簿仮提出 (64市区町村)	提出署名数計 435,231筆
11月25日	署名収集期間終了 (知立市)	署名簿仮提出なし
12月8日	署名収集期間終了 (豊山町)	署名簿仮提出なし
12月15日	署名収集期間終了 (稲沢市)	12月25日仮提出期限
12月18日	署名収集期間終了 (豊橋市)	12月28日仮提出期限
12月19日	署名収集期間終了 (岡崎市)	1月4日本提出期限

## 2 署名の疑義に関する動き

署名簿が仮提出された11月4日後に、県民の方から市町村に対して自己情報開示請求が出され、確認した結果、本人が書いた覚えのない署名が見つかった事例があったとの報告を受けている。

また、一部の請求代表者が、市区町村選管に保管されている署名簿を確認し、不正な署名が多数存在することから、署名簿の取扱いを慎重に行うよう要望書が提出されたほか、12月4日には記者会見を行い、同一筆跡など署名に偽造が疑われる不審点が多数見つかったことや、刑事告発に向けて警察と相談しているといった発言をしている。

## 3 県選管による聞き取り調査

こうした動きが見られる中、県選管においても、複数の市町村選管に対して、仮提出の際の点検時や自己情報開示請求対応時に署名簿を確認した際の印象について聞き取り調査を実施した。

その結果、疑義がある署名は、団体によってバラツキはあるものの、全体の8割以上に上るものもあり、具体例としては、同一筆跡によるもの、同一拇印によるもの、住所の番地が連続して並んでいるもの、古い住所表記によるものなどが挙げられた。

## 4 調査の実施

直接請求に関する罰則として、署名の偽造に関する罪（署名偽造罪）がある。

単なる制度の認識誤りではなく、組織的・意図的に署名が偽造されているようなことが行われているものであるとすれば、直接請求制度の信頼性を揺るがすことにつながりかねない。

そこで、今回の署名活動が適正に行われていたかどうかについて、県選管として現状を把握するため、各市町村に対して署名簿の調査の実施を依頼する。

ただし、署名簿の仮提出がなかった知立市及び豊山町については、調査の対象外とし、豊橋市、岡崎市、稲沢市については、署名簿の提出状況を見て対応する。

## 5 調査の内容等

仮提出のあった署名簿について、以下の基準に従い、有効とは認められないと判断する署名の件数等を確認する。

- ① 受任者が選挙人名簿に登録されているか
- ② 署名簿が形式的に不備がないかどうか
- ③ 署名者が選挙人名簿に登録されているか（署名収集期間前に死亡した者でないか）
- ④ 署名の内容が重複していないか
- ⑤ 同一人による署名又は同一人の捺印と認められないか
- ⑥ 自己が署名したものでないと申出があったか
- ⑦ その他適正な署名と認められるか

（必要記載事項を欠くもの、印がないもの、何人であるか確認できないもの、署名収集期間外に署名したもの など）

署名簿に書かれた本人など、第三者への聞き取り調査等は実施しない。

## 6 調査結果の活用

調査結果は、県選管において公表するが、公表に当たっては、無効と判断した署名が、単なる制度の認識誤りに基づくものか、組織的・意図的になされたものかは、選管では判断できない点について留意する。

また、無効な署名と判断されたものがどういったものであったか、なぜこうしたことが起こりうるのかといった分析を行うなど、直接請求制度が適切に運用されるための検討材料とするとともに、総務省に対し、現行制度の問題点・課題等を提起することを検討していく。

調査の結果によっては、警察当局から情報提供を求められることが想定される。

## 7 その他

少なくとも調査の期間中は、請求代表者からの署名簿の返付の申出に応じないよう、市区町村選管に周知するものとする。

## 仮提出された団体及び署名数一覧

区分	選挙人名簿 登録者数(A)	提出署名数(B)	割合(%) B/A
県 計	6,137,062	435,231	7.09
名古屋市計	1,890,791	159,609	8.44
その他市計	3,917,509	256,194	6.54
町 村 計	328,762	19,428	5.91

団体名	選挙人名簿 登録者数(A)	提出署名数(B)	割合(%) B/A
千種区	131,153	10,388	7.92
東 区	66,733	6,922	10.37
北 区	137,054	7,973	5.82
西 区	122,957	10,149	8.25
中村区	113,484	7,249	6.39
中 区	72,570	5,401	7.44
昭和区	85,940	8,620	10.03
瑞穂区	90,088	7,549	8.38
熱田区	54,959	3,482	6.34
中川区	181,418	18,408	10.15
港 区	116,724	10,948	9.38
南 区	112,921	10,766	9.53
守山区	142,237	14,162	9.96
緑 区	200,329	15,958	7.97
名東区	131,032	13,168	10.05
天白区	131,192	8,466	6.45
豊橋市	300,009		0.00
岡崎市	311,013		0.00
一宮市	317,135	22,875	7.21
瀬戸市	106,105	11,037	10.40
半田市	97,109	15,050	15.50
春日井市	253,853	25,354	9.99
豊川市	150,295	13,135	8.74
津島市	51,857	3,482	6.71
碧南市	56,424	5,916	10.48
刈谷市	123,348	9,741	7.90
豊田市	339,296	24,029	7.08
安城市	150,470	12,485	8.30
西尾市	134,806	19,054	14.13
蒲郡市	65,520	1,299	1.98
犬山市	60,349	5,490	9.10
常滑市	47,778	5,810	12.16
江南市	83,115	5,939	7.15
小牧市	120,433	2,760	2.29
稲沢市	112,300		0.00

団体名	選挙人名簿 登録者数(A)	提出署名数(B)	割合(%) B/A
新 城市	38,573	3,369	8.73
東 海市	92,970	7,889	8.49
大 府 市	73,332	5,079	6.93
知 多 市	70,120	5,577	7.95
知 立 市	56,307	0	0.00
尾張旭市	68,636	6,201	9.03
高 浜 市	37,067	3,682	9.93
岩 倉 市	38,653	3,114	8.06
豊 明 市	55,759	8,479	15.21
日 進 市	73,148	2,854	3.90
田 原 市	50,336	5,024	9.98
愛 西 市	52,926	3,301	6.24
清 須 市	55,917	728	1.30
北名古屋市	69,797	4,927	7.06
弥 富 市	35,874	3,618	10.09
みよし市	48,038	2,899	6.03
あま市	72,378	4,092	5.65
長久手市	46,463	1,905	4.10
東 郷 町	34,700	3,369	9.71
豊 山 町	12,441	0	0.00
大 口 町	19,336	538	2.78
扶 桑 町	28,697	2,056	7.16
大 治 町	26,181	1,965	7.51
蟹 江 町	30,669	2,512	8.19
飛 鳥 村	3,643	56	1.54
阿久比町	22,669	481	2.12
東 浦 町	40,761	760	1.86
南知多町	14,904	106	0.71
美 浜 町	18,569	649	3.50
武 豊 町	35,250	3,948	11.20
幸 田 町	33,071	2,899	8.77
設 楽 町	4,186	64	1.53
東 栄 町	2,743	22	0.80
豊 根 村	942	3	0.32

※ 選挙人名簿登録者数は、2020年12月1日現在  
 ※ 法定署名数は、867,133人（12月告示）

# ◆署名簿不正に関する記者会見

2020.12.5 読売新聞 (朝刊)

知事リコール運動

「署名簿に不審点」

請求代表者ら

美容外科「高須クリニック」の高須克弥院長らによる大村秀章知事のリコール(解職請求)運動で、署名集めの請求代表者となっている男性らが4日、県庁で記者会見し、「署名簿に偽造が疑われる不審点が多数見つかった」と主張した。

記者会見したのは複数の請求代表者、街頭活動で署名を集めたり、署名簿に番号を割り振る作業に参加したりしたボランティアら。会見で請求代表者らは「提出前の署名簿には、明らかに同一の筆跡とみられるものが多数あった。指印も同一とみられる」などと説明。選挙管理委員会に提出した名簿の真偽を各選管を訪ねて確認中という請求代表者の一人は「7〜8割が偽造だろう」と述べた。

リコール活動を担っていた田中孝博事務局長は取材

に対し、「不正を行う時間はなかった」などと語り、事務局の偽造署名への関与を否定した。

一方、大村知事は4日の記者会見で「選挙とリコールは制度としては一体。法制度の趣旨からしても、事実が明らかになればならぬ」と強調した。

2020.12.5 朝日新聞 (朝刊)

■リコール署名で不正か

大村秀章知事へのリコール署名活動に加わったボランティア数人が4日、県庁で会見し、不正な署名を多数確認したと発表。被疑者不詳のまま、地方自治法違反(署名偽造)などの疑いで県警に告発したという。署名は10月26日まで約43万5千筆が集まったが、美容外科「高須クリニック」の高須克弥院長が体調不良を理由に休止を宣言した。会見したボランティアらによると、各選挙管理委員会に提出する直前の点検などで、同一筆跡とみられる署名などが大量に見つかったという。

## 署名簿に係る市町村選管への聞き取り状況について

### 1 聞き取り内容

自己情報開示請求に対して署名簿を再確認した時の署名簿全体の印象

同一筆跡の署名をはじめ、疑義が生じた署名の内容や、そうした署名が全体の何割ほどを占めている感覚であるかを聞き取る。

#### <無効となる署名の例>

署名の内容が重複しているもの、明らかに同一人が署名をしたと認められるもの、必要記載事項を欠くもの、印がないもの、何人であるか確認できないもの、署名収集期間外に署名したもの、同一の拇印が押されている など

### 2 聞き取り結果

団体名	疑義がある署名の割合及び具体例	
	割合	具体例
A市	8割	同一筆跡、同一拇印
B市	5割	同一筆跡、同一拇印、住所番地が連続して並んでいる
C市	5～6割	同一筆跡、同一拇印
D市	8割	同一筆跡、同一拇印、古い住所、転出者のものがある
E市	8～9割	同一筆跡、同一拇印
F市	8割	同一筆跡、同一拇印、古い住所のものがある
G市	6～7割	同一筆跡、同一拇印
H市	5割	同一筆跡、同一拇印
I市	6～7割	同一筆跡、同一拇印、住所番地が連続して並んでいる
J市	8割	同一筆跡、同一拇印
K市	6割	同一筆跡、同一拇印
L市	6割	同一筆跡、同一拇印

## 地方自治法（抜粋）

### 第74条の4 略

- 2 条例の制定若しくは改廃の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の条例の制定若しくは改廃の請求に必要な関係書類を抑留、毀壞若しくは奪取した者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は5.0万円以下の罰金に処する。

### 3以下 略

## 公職選挙法（抜粋）

（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）

### 第237条 略

#### 2 略

- 3 投票を偽造し又はその数を増減した者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は5.0万円以下の罰金に処する。

#### 4 略



(案の2)

2 選 第 236 号  
令和2年12月21日

(市町村名) 選挙管理委員会委員長 殿

愛知県選挙管理委員会  
委員長 加藤 茂

愛知県知事解職請求に係る署名簿の調査について (依頼)

愛知県知事解職請求について、地方自治法施行令第116条で準用する同令第93条の2第1項の規定に基づき、請求代表者から一部市町を除く市区町村選挙管理委員会に対し、愛知県知事解職請求者署名簿が仮提出されたところです。

そのような中、市区町村選挙管理委員会に対して署名簿に関する自己情報開示請求を行った県民の方からは、自身が書いた覚えのない署名があったとの情報が寄せられたほか、請求代表者の一部からは不正な署名が多数存在することから署名簿の慎重な取扱いを要望する文書がいくつかの選挙管理委員会に対して提出されているところです。

また、県選挙管理委員会が複数の市区町村選挙管理委員会に聞き取りを行ったところ、適正な署名収集が行われたかどうか疑義がある署名が相当数見られたとの声もあったところです。

直接請求に関する罰則として、署名の偽造に関する罪(署名偽造罪)があります。単なる制度の認識誤りではなく、組織的・意図的に署名が偽造されているようなことが行われているものであるとすれば、直接請求制度の信頼性を揺るがすことにつながりかねないものであります。

そこで、今回の署名活動が適正に行われていたかどうかを確認するため、別記のとおり調査を実施したいと存じます。

調査の結果につきましては、単なる公表に留まらず、直接請求制度が適切に運用されるための検討材料とするとともに、総務省に対し、現行制度の問題点・課題等を提起することも考えております。

なお、調査の結果によっては、今後様々な展開が想定され、その中には地方自治法上の罰則の適用に向けたものもありますが、その際には改めて対応を協議させていただきます。また、署名簿については、別記7(2)のとおり、県からの指示があるまで厳重に保管してください。

各市町村選挙管理委員会におかれましては、この趣旨を踏まえ、御協力いただくようお願いいたします。

担当 選挙管理委員会事務局 (天野、有田)  
電話 052-954-6069 (ダイヤル)

## 1 調査対象

仮提出のあった署名簿の全署名とする。

## 2 調査内容

仮提出のあった署名簿について、「愛知県知事解職に関する直接請求事務資料」等を参考にして、有効とは認められないと判断する署名の件数等を確認する。

なお、署名簿に書かれた本人など、第三者への聞き取り調査（実地調査、証人尋問）等は実施しない。

## 3 調査結果報告様式

署名調査表（別添のエクセルファイル）

※ 調査表の作成に当たっては、別添調査要領を参照のこと。

## 4 回答期限

直ちに調査に着手していただき、速やかに回答していただきたい。

## 5 調査結果の取扱いについて

調査結果については、県において公表することを予定しているが、調査の結果によっては、地方自治法の罰則の適用に向けた動きになることも想定されます。今後の対応については、現在、警察当局と協議中であることから、調査期間中はもちろんのこと、調査結果の報告後においても、県からの指示があるまでは外部への公表は行わないこと。

## 6 調査に要する経費

署名の調査に要する経費については、各市町村あて交付することを予定しているが、詳細については別途通知する。

## 7 その他

(1) 今回の調査は、地方自治法の罰則の適用に向けた動きになることも想定されることから、選挙管理委員会の確認を経た上で回答すること。

(2) 5に関連して、地方自治法の罰則の適用に向けた動きになった場合、署名簿は重要な証拠物件となります。今後の対応については、現在、警察当局と協議中のため、県からの指示があるまでは請求代表者からの署名簿の返付には応じず、厳重に保管すること。



## 調査要領

仮提出のあった署名簿について、「愛知県知事解職に関する直接請求事務資料」（以下「事務資料」という。）9ページから17ページまでを参考に、署名の内容について以下のとおり調査を行うものとする。

今回の調査は、実地調査や証人尋問を行うことなく有効とは認められないと判断する署名の件数等を確認するものである。

### 1 調査様式

事務資料では、形式的審査は署名簿審査票（様式第4号）により、実質的審査は署名審査カード（様式第5号）を用いて行うこととしているが、今回の調査は、別添の署名調査表（エクセルファイル）を用いて行う。

### 2 作業手順

(1) 署名簿に基づき「署名簿番号」を、署名欄に基づき「署名番号」、「住所」、「生年月日」、「氏名」を、署名簿の委任状に基づき「委任状が添付されている」、「住所」、「生年月日」、「氏名」、「委任年月日」を署名調査表に入力

(2) (1)の内容について、選挙人名簿と突合（※）し、登録の有無を確認し、「投票区」を入力するとともに、署名者の重複を確認

※ 選挙人名簿との突合において、(1)の署名者の「住所」と相違する場合は、「署名欄の住所と選挙人名簿の住所が異なる場合には選挙人名簿の住所等」を入力

(3) 「①選挙人名簿に登録されていない」に該当する者のうち、署名収集期間前に死亡している者を確認

(4) 署名簿を見ながらその他の項目を確認

(5) 調査終了後、署名調査表中「投票区」「委任状の内容」「署名欄に書かれた内容」「選挙人名簿の記載と異なる場合には選挙人名簿の住所等」（※）の情報を削除

※ これらの情報については、必ずしも入力を要しないため、別に効率的に作業できる方法があれば、その方法によって差し支えない。

### 3 各調査項目

#### (1) 委任状

- 「委任状が添付されている」については、署名簿に委任状の様式が添付されているものについて「1」を入力する。ただし、受任者欄が空欄又は受任者欄が抹消されているもの（×印）等は、委任状は添付されていないものとする。

#### (2) 受任者

- 「選挙人名簿に登録されていない」については、受任者が選挙人名簿に登録されていない場合に「1」を入力する。

ただし、調査時において選挙人名簿に登録されていなくても、署名収集時に選挙人名簿に登録されていれば、当該署名簿及び署名は有効であることから、この場合は選挙人名簿に登録されているものとする。

選挙人名簿に登録されていないことが確認された場合においても、(3)以降の項目について確認すること。

### (3) 署名簿

- 「簿冊が無効であると判断される」については、事務資料 9 ページから 11 ページまでを参考に、署名簿の簿冊の確認を行い、無効であると判断される場合は「1」を入力するとともに、備考欄にその内容を記入する。

なお、実地調査や証人尋問を行うことなく無効であると認められるものだけを入力すること。

簿冊が無効であると判断した場合においても、(4)の項目について確認すること。

### (4) 署名

- 「① 選挙人名簿に登録されていない」については、選挙人名簿と突合した結果、その氏名が発見できない場合に「1」を入力する。

ただし、住所移転等により他の投票区の選挙人名簿に登録されていることもあることから、住民基本台帳により前住所地（選挙人名簿に登録されている住所）の調査をすること。この場合は、必要に応じて「署名欄の住所と選挙人名簿の住所が異なる場合には選挙人名簿の住所等」欄にその内容を入力すること。

選挙人名簿に登録されていないことが確認された場合においても、①'以降の項目について確認すること。

- 「①' ①のうち署名収集期間前に死亡している者」については、①での調査等により令和 2 年 8 月 25 日（解職請求代表者証明書を交付した日）より前に死亡している者であることを確認できた場合は「1」を入力する。

ただし、生年月日が明治生まれ、大正生まれ、昭和 1 桁生まれと記載されている場合は必ず確認すること。

- 「② 署名の内容が重複」については、同一人の署名のうち一番若い整理番号を入力する。

- 「③-1 同一人が署名したと認められる」については、複数の署名に渡り、同一の筆跡と認められる場合に、その中の一番若い整理番号を入力する。

なお、同一の筆跡かどうかの判断は、必ず複数の職員で行うこと。

また、署名年月日、住所、生年月日が本人の自署でないものであっても、氏名が自署であれば当該署名は有効であることに留意する。

- 「③-2 同一人が押印（拇印）したと認められる」については、複数の署名に渡り、同一の拇印が押されていると認められる場合に、その中の一番若い整理番号を入力する。

なお、同一の拇印かどうかの判断は、必ず複数の職員で行うこと。

- 「④ その他」については、事務資料 14 ページから 17 ページまでを参考に、該当する項目に「1」を入力する。その他有効と認められない署名については、(7)にその具体的な内容を記入する。

なお、自己の署名でないことと申出があった場合はこの項目にその旨記入すること。

### (5) その他

- 備考欄には、(3)において署名簿が無効であると判断される場合にその内容を記入するほか、自己情報開示請求があったものについてはその旨記載し、その他参考となる事項があれば記入する。

## 愛知県知事解職請求に係る署名簿の調査について

愛知県知事解職請求については、2020年12月19日(土)をもって県内全市町村の署名収集期間が終了し、現在は地方自治法施行令の規定に基づき、請求代表者から市区町村選挙管理委員会に対して、署名簿が仮提出されている状況です。

そのような状況の中、仮提出された署名簿について、県民の方から自身が書いた覚えのない署名があったとの情報や、請求代表者の一部からも不正な署名が多数存在するとの情報の提供があったところです。

県選挙管理委員会としては、これらの事態を重く受け止め、今回の署名活動が適正に行われていたかどうかについて、現状を把握するため、下記のとおり調査を実施することとしました。

調査の結果につきましては、直接請求制度が適切に運用されるための検討材料として活用していきます。

### 記

#### 1 調査対象

仮提出のあった署名簿の全署名

#### 2 調査開始時期

2020年12月21日(月)

#### 3 調査内容

有効とは認められないと判断する署名の件数等を確認する。

なお、署名簿に書かれた本人など、第三者への聞き取り調査等は実施しない。

#### 有効と認められない署名の例

- ① 署名者が選挙人名簿に登録されていないもの
- ② 署名の内容が重複しているもの
- ③ 同一人による署名又は同一人の拇印と認められるもの
- ④ 選挙人名簿に登録されていない受任者によって収集されたもの
- ⑤ 署名簿の形式に不備があるもの
- ⑥ 自己が署名したものでないと申出があったもの
- ⑦ その他適正な署名と認められないもの

(必要記載事項を欠くもの、印がないもの、何人であるか確認できないもの、署名収集期間外に署名したもの など)

(案の4)

[様式2]

2019年8月改正

記者発表予定票

2020年12月21日

政策企画局長殿	
選挙管理委員会事務局 広報広聴総括者 氏名 平野 泰久	
記者発表予定は次のとおりです。	
発表課	選挙管理委員会事務局 内線 2234 担当者 有田 裕紀
発表資料名 ※発表の内容が分かる表題としてください	愛知県知事解職請求に係る署名簿の調査について
発表希望日時	12月21日(月) 午前・ <input checked="" type="checkbox"/> 午後 3時 00分 〔Webページへの掲載日時 月 日( ) 午前・午後 時 分〕
発表の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>会見 <input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>説明者 知事・局長・部長・課室長 その他( )</li> <li>記者クラブへの発表日前予告 可・否</li> </ul> </li> <li><input checked="" type="checkbox"/>資料配布 <input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事コメント添付 <input type="checkbox"/>・有</li> <li>補足説明 <input type="checkbox"/>・有 <input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>説明者( )</li> <li>記者クラブへの発表日前予告 可・否</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>Webページ(「記者発表資料」のページ)掲載のみ</li> </ul>
同時発表	<input type="checkbox"/> ・有( ) (同時)
発表日当日の局長会議配布	<input type="checkbox"/> ・有
添付	写真データ <input type="checkbox"/> ・有(※JPEG2.8MB以下のデータを原則メールで提供してください)
	名簿 <input type="checkbox"/> ・有(※20名・団体以上の場合はテキストファイルデータも併せてメールで提供してください)
発表行事 ※発表事項が行事の場合、行事名等を記入してください	<input type="checkbox"/> ・有 〔行事名( ) 日時: 場所:〕
解禁設定の希望	<input type="checkbox"/> ・有(※有の場合 広報広聴課に相談してください)